

火災予防上の命令を受けている防火対象物

松阪地区広域消防組合

消防機関が、立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、消防法に基づきその旨を公示しなければなりません。

松阪地区広域消防組合では、命令を行い公示している建築物等の所在地、名称等を利用者や近隣の方の安全のためにお知らせしています。

令和元年9月13日更新

項目	内容
防火対象物の所在地	松阪市垣鼻町字上徳和1465番地6
防火対象物の名称	金児内科
命令を受けた者	建物所有者 金児 大二
命令年月日	平成30年5月22日
命令の内容	平成30年8月22日までに建物全体に自動火災報知設備を設置すること。